

「京急プレミアムポイント（DC）会員特約」改正案の新旧対照表（改正部分赤字）

改正案	現行
（2021 年 6 月 1 日改定）	
第 1 条（カードの名称および入会の方法） 2. 入会申込者は、当社および三菱UFJニコスが定める本特約ならびに当社および三菱UFJニコスが別途定める京急プレミアムポイント クレジット会員特約〔DC〕（以下「ポイント特約」といいます。）、当社が定める京急プレミアムポイント会員規約（以下「ポイント規約」といいます。）および三菱UFJニコスが定める会員規約（以下「DC 個人会員規約」といいます。）を承諾のうえ、当社を通じて三菱UFJニコスに申し込むものとします。	第 1 条（カードの名称および入会の方法） 2. 入会申込者は、当社および三菱UFJニコスが定める本特約ならびに当社および三菱UFJニコスが別途定める京急プレミアムポイント クレジット会員特約〔DC〕（以下「ポイント特約」といいます。）、当社が定める京急プレミアムポイント会員規約（以下「ポイント規約」といいます。）および三菱UFJニコスが定める会員規約（以下「DC 個人会員規約」といいます。）を承認のうえ、当社を通じて三菱UFJニコスに申し込むものとします。
第 5 条（会員情報の取扱いおよび開示・訂正・削除） 1. 会員および入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は下記（１）に定める会員等の個人情報について、三菱UFJニコスから当社が提供を受け、当社および当社の連結対象会社、持分法適用会社（以下「当社および京急グループ各社」といいます。）ならびに当社提携先が下記（２）に定める目的のために共同利用することにあらかじめ同意するものとします。なお、本共同利用に責任を有する者は当社とし京急グループ各社ならびに当社提携先の個別企業名は、当社ホームページに公表するものとします。また、新たに共同利用する会社が加わった場合は、電子メール・郵便またはホームページで公表するなど、適切な方法でお知らせします。 （１）会員等の個人情報の内容 ①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、入会申込時および第 7 条において会員等が届け出た事項 ②入会審査結果（理由を除く）および DC 会員資格喪失の事実 ③本カード会員番号および有効期限 ④本カードのご利用情報 ⑤ショッピング利用をポイント化した情報	第 5 条（会員情報の取扱いおよび開示・訂正・削除） 1. 会員および入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は下記（１）に定める会員等の個人情報について、三菱UFJニコスから当社が提供を受け、当社および当社の連結対象会社、持分法適用会社（以下「当社および京急グループ各社」といいます。）ならびに当社提携先が下記（２）に定める目的のために共同利用することにあらかじめ同意するものとします。なお、本共同利用に責任を有する者は当社とし京急グループ各社ならびに当社提携先の個別企業名は、当社ホームページに公表するものとします。また、新たに共同利用する会社が加わった場合は、電子メール・郵便またはホームページで公表するなど、適切な方法でお知らせします。 （１）会員等の個人情報の内容 ①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、会員等が入会申込時および第 7 条において会員等が届け出た事項 ②入会審査結果（理由を除く）および DC 会員資格喪失の事実 ③本カード会員番号および有効期限 ④本カードのご利用情報 ⑤ショッピング利用をポイント化した情報

2. 会員が前記（2）の利用目的④⑤について中止を申し出た場合、当社および京急グループ各社ならびに当社提携先は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は当社が指定した下記のご相談窓口に連絡するものとします。）但し、会員等が入会申込書に必要な事項を記載しない場合および本条の全部又は一部を承諾できない場合は、入会を認めない場合や退会の手続きをとることがあります。	2. 会員が前記（2）の利用目的④⑤について中止を申し出た場合、当社および京急グループ各社ならびに当社提携先は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は当社が指定した下記のご相談窓口に連絡するものとします。）但し、会員等が入会申込書に必要な事項を記載しない場合および本条の全部又は一部を承認できない場合は、入会を認めない場合や退会の手続きをとることがあります。
第8条（本特約の改定など） 1. 当社と三菱 UFJ ニコスが双方合意した以下の場合に、本特約を変更することができます。 （1）本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。 （2）本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は前項による本特約の変更にあたり、事前に、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期をホームページ（京急プレミアムポイント web）に公表する方法その他当社が適切と考える方法により、会員に周知いたします。	第8条（本特約の改定など） 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または告知された後に、会員が本カードを利用したときは、会員は、その改定を承認したものとします。
ご相談窓口 本特約に関するお問い合わせ・ご相談、個人情報の開示・訂正・削除などの個人情報に関する お問い合わせ窓口 京浜急行電鉄株式会社 京急プレミアムポイント事務局 〒220-8625 横浜市西区高島1-2-8 フリーダイヤル 0120-014-521	ご相談窓口 本特約に関するお問い合わせ・ご相談、個人情報の開示・訂正・削除などの個人情報に関する お問い合わせ窓口 京浜急行電鉄株式会社 京急プレミアムポイント事務局 〒108-8625 東京都港区高輪2-20-20 フリーダイヤル 0120-014-521